

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その45）

—外為オンライン特許侵害事件—

旧ソフトウェア委員会委員有志：市原 政喜，前浜 正治，原田 一男

要 約

本件は、文言侵害及び均等侵害を認めなかった地裁判決を破棄して、知財高裁において、被控訴人システムにおいて入力画面でユーザが直接入力しないデータを実質的に入力しているものとして充足性が認められた事案である。

目次

1. 判決の要旨
2. 事件の経緯
3. 対象特許の内容
4. 被告の行為
5. 裁判所の判断
6. 考察

1. 判決の要旨

平成 29 年（ネ）第 10027 号 特許権侵害差止請求控訴事件

（原審東京地方裁判所平成 27 年（ワ）第 4461 号 東京地裁 特許権侵害差止請求事件）

控訴人（一審原告）：株式会社マネースクウェア HD

被控訴人（一審被告）：株式会社外為オンライン

主な争点：構成要件 1B, 1E, 1F, 1H の充足性、

結論：構成要件 1B, 1E, 1F, 1H を充足する。被控訴人は、別紙被告サービス目録記載 1 のサービスを使用してはならない。

2. 事件の経緯

本件は、金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法に関する特許（特許第 5525082 号の特許権（本件特許権 1）、特許第 5650776 号の特許権（本件特許権 2）及び特許第 5826909 号の特許権（本件特許権 3））を有し、金融取引のサービスを提供する株式会社マネースクウェア・ジャパンの持ち株会社である株式会社マネースクウェア HD（以下、マネースクウェア）が、同じく金融取引のサービスを提供する株式会社外為オンライン（以下、外為オンライン）に対

してサービスの差し止め及びサービスを提供するサービスの差し止めを求めた事案である。

被告サービスが本件特許の構成要件を充足せず、均等侵害も成立しないとして請求がすべて棄却された第一審判決を受けて、一審原告であるマネースクウェアが控訴した。

なお、今回、本高裁判決を取り上げたのは、地裁判決の方が、高裁判決よりも、一般的な実務家による文言解釈に沿ったものであり、これらを比較することが実務上有益であると考えられるためである。また、高裁判決の別側面として、人為的取り決めに過ぎない金融取引の手順そのものを実質的に保護することを意図しているようにも見える部分があり、ソフトウェア関連発明の保護の方向性についても一考が必要な事件と思われる。

3. 対象特許の内容

本稿においては、本件特許権 1（特許第 5525082 号）のみを対象として解説する。

<発明の趣旨>

本件特許権 1 は、「・・・指値注文の場合、当該金融商品の価格が予め指定した金額まで下降（又は上昇）する直前で上昇（又は下降）してしまう場合や、あるいは、予め指定した金額よりも下降（又は上昇）してしまい、顧客が実質的な不利益を被る恐れがある・・・」（段落 0004）ことや、「・・・指値注文において注文件数の極端な増大や注文キャンセルの頻発が起こった場合、金融商品の取扱業者も業務の煩雑化や

事実上の損害の発生を被る恐れがある。特に取扱対象の金融商品が外国為替の場合、顧客と銀行とを仲介する取扱業者が銀行に事実上の損害を与えてしまい、銀行からの信用を失う恐れがある・・・」（段落 0005）ことを課題としている。そのような課題に対して、「・・・金融商品の指値注文における金融商品の取扱業者及び顧客の不利益を回避し、システムを利用する顧客が煩雑な注文手続を行うことなく指値注文による取引を効率的かつ円滑に行うことができる金融商品取引管理方法を提供すること・・・」（段落 0006）を目的として、「約定した注文情報群による指値注文のイフダンオーダーを繰り返し行うこと」（段落 0018）を可能とするものである。

具体的には、金融商品の一定の金額の範囲において、指値による買い注文と指値による売り注文とがセットになったイフダンオーダーを設定するに際し、細かい値幅毎に複数のイフダンオーダーを設定しておき、買い注文及び売り注文が約定したイフダンオーダーと同額のイフダンオーダーを再設定することにより、一定の金額の範囲内において繰り返し取引が実行されるものである。このような形態を本件特許権 1 の明細書においては「トラップリピートイフダン注文」と呼んでいる。

<請求項の記載>

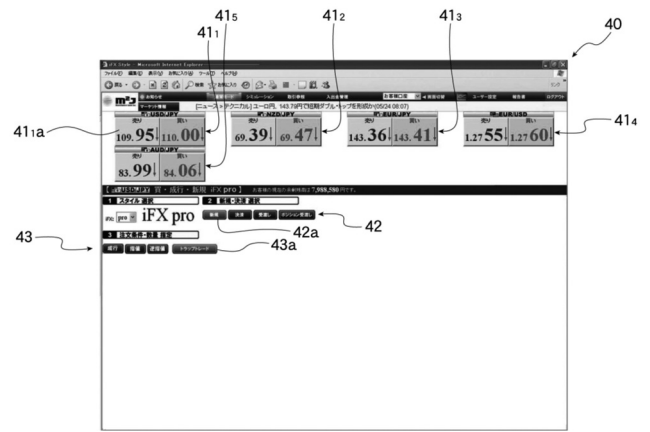
本件特許権 1 の請求項 1 は以下の通り構成要件 1A～II によって構成される。（※太字カッコ内は筆者追記）

【請求項 1】

【1 A】 相場価格が変動する金融商品の売買取引を管理する金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法であって、

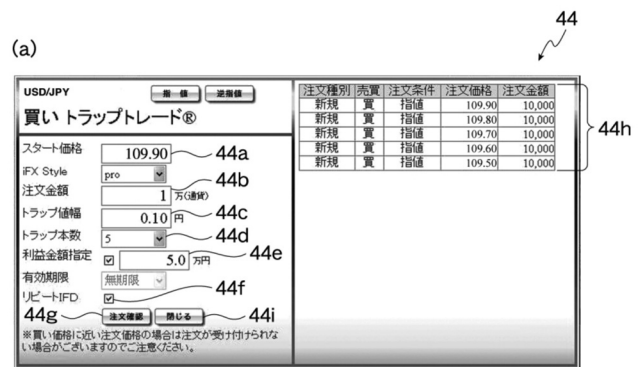
【1 B】

売買を希望する前記金融商品の種類を選択するための情報（図 1 における 41_{1a}）と、



【図 1】

前記金融商品の売買注文における、注文価格ごとの注文金額を示す情報（図 2 における 44b）と、前記金融商品の販売注文価格又は購入注文価格としての一の注文価格を示す情報（図 2 における 44a）と、一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で販売した後に他の価格で購入した場合の利幅又は一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で購入した後に他の注文価格で販売した場合の利幅を示す情報（図 2 における 44e）と、前記注文が複数存在する場合における該注文同士の値幅を示す情報（図 2 における 44c）と、のそれぞれを、前記金融商品の売買注文を行うための売買注文申込情報として受信して受け付ける注文入力受付手順と、



【図 2】

【1 C】 該注文入力受付手順によって受け付けられた前記売買注文申込情報に基づいて、選択された前記種類の前記金融商品の注文情報を生成する注文情報生成手順と、

【1 D】 前記金融商品の前記相場価格の情報を取得する価格情報受信手順と、

【1 E】 前記売買注文申込情報における前記注文価格と前記利幅とに基づいて、前記他の注文価格（図3における45C1～45Ckの右から二列目下段側）を算出するための第二注文価格算出手順とを有し、

【1 F】 前記注文情報生成手順においては、前記売買注文申込情報に基づいて、

前記注文情報として、同一種類の前記金融商品について、前記一の注文価格を一の最高価格として設定し（図3における45C1右から二列目最上段）、該一の最高価格より安値側に、それぞれの値幅が前記売買注文申込情報に含まれる前記値幅となるようにそれぞれの前記注文価格を設定し（図3における45C2～45Ckの右から二列目上段側）、設定されたそれぞれの前記注文価格としての第一注文価格について買いもしくは売りの指値注文を行う第一注文情報、

前記第二注文価格算出手順において算出された前記他の価格を他の最高価格として設定し（図3における45C1右から二列目下段側）、該他の最高価格より安値側に、それぞれの前記第一注文に対し、購入又は販売が行われた前記第一注文に基づいて販売又は購入が行われたときの前記利幅が前記売買注文申込情報における前記利幅となるようにそれぞれの前記注文価格を設定し（図3における45C2～45Ckの右から二列目下段側）、該設定されたそれぞれの前記注文価格としての第二注文価格について前記買いの第一注文に対しては売りの、前記売りの第一注文に対しては買いの指値注文を行う第二注文情報

からなる注文情報群を複数生成し、

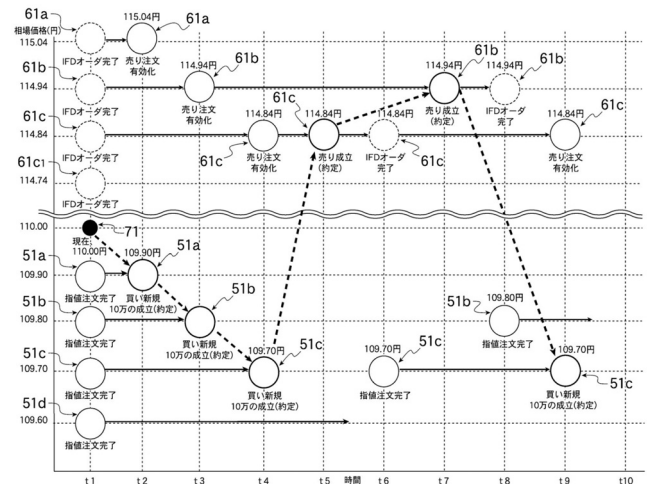


【図3】

【1 G】 生成された前記注文情報群を注文情報記録手段に記録し、

【1 H】 一の前記売買注文申込情報に基づいて生成されたそれぞれの前記注文情報群について、有効な注文

である前記第一注文の前記第一注文価格と前記金融商品の相場価格とが一致し（図4のタイミングt2における51a、タイミングt3における51b、タイミングt4における51c）、次いで有効な注文である前記第二注文の前記第二注文価格と前記相場価格とが一致することで（図4のタイミングt5における61c、タイミングt7における61b）前記第一注文と前記第二注文とが約定した場合、次の前記注文情報群の前記第一注文情報を有効とし（図4のタイミングt6における51c、タイミングt8における51b）、約定した前記第一注文と同じ前記第一注文価格における前記第一注文の約定と、約定した前記第二注文と同じ前記第二注文価格における前記第二注文の約定とを繰り返し行わせるように設定することを特徴とする、



【図4】

【1 I】 金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法。

＜明細書の記載＞

このような請求項の記載に対して、本件訴訟において争点となっている構成要件1B、1F、1Hそれぞれに対応する明細書の記載は以下の通りである。

・構成要件1B

「・・・各入力欄44a、44b、44c、44e及び各選択欄44d、44fに対する入力及び選択が完了したのち、顧客が条件設定画面44の最下に設けられた注文確認ボタン44gをクリックすると、条件設定画面44に入力されたデータは注文内容表示欄44hに表示されると共にクライアント端末2から金融商品取引管理装置1に送信され、後述するステップS2の手順が行われる・・・」（段落0051）

・構成要件 1E, 構成要件 1F

構成要件 1E, 1F に対応する記載として、明細書の記載中最も関連性があるのは上記図 3（明細書における図 5（b））に対応した以下の部分であるが、構成要件 1E, 1F のような記載にはなっておらず、図から読み取る事の出来る内容以上の情報が明細書に記載されているとは言い難い。即ち、構成要件 1E, 1F の内容が明細書中で確実にサポートされているかについては疑問がある。

「・・・フロントページ配信部 11 は、クライアント端末 2 の表示部 22 に、図 5 の（b）に示す確認画面 45 を表示させる。確認画面 45 には入力画面 40 及び条件設定画面 44 にて顧客によって入力、選択された注文条件が列記されており、列記された内容で間違いない場合にクリックする注文ボタン 45a が設けられている。なお、確認画面 45 の注文情報群表示欄 45b においては、同一種類の金融商品を一の価格で指値注文する買い注文情報（上行）及び当該買い注文情報の対象となっている金融商品を他の価格で指値注文する売り注文情報（下行）からなる注文情報群 45c1, 45c2, ... 45ck (k > 1) が表示されている・・・」(段落 0057)

・構成要件 1H

「・・・相場購入価格 72 が 1 ドル 109.70 円になった時点 t4 において第三の買い注文情報 51c が約定すると同時に第三の売り注文情報 61c が有効化する・・・」(段落 0067)

「・・・時点 t5 において相場購入価格 72 が 1 ドル 114.84 円まで上昇した場合、約定情報生成部 14 は第三の売り注文情報 61c に基づいて売り情報を約定させて米国ドルを売却する。これにより、顧客は第三の買い注文情報 51c の価格と第三の売り注文情報 61c との差額分の利益を得られることになる。第三の売り注文情報 61c が約定した後、時点 t6 において、第三の買い注文情報 51c と第三の売り注文情報 61c とが再度生成されることになる。この時点 t6 において、第三の売り注文情報 61c は再び当初の状態である「無効な注文情報」として生成されている・・・」(段落 0068)

4. 被告の行為

被告は、平成 26 年 10 月 1 日から、業として外国為替取引管理サービスである被告サービスを被告が管理するサーバ（以下「被告サーバ」という。）からイン

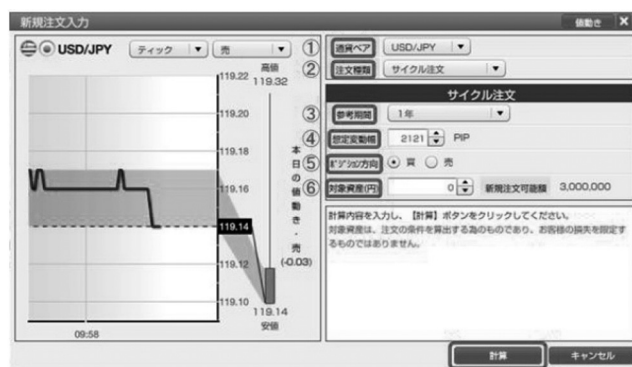
ターネット回線等を通じて顧客に提供している。

＜被告サービスの概要＞

被告サービス 1（サイクル注文）は、あらかじめ指定した変動幅の中で、一定間隔の値幅で複数のイフダン注文を一度に同時発注し、決済注文成立後、あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文をシステムが自動的に繰り返し発注する連続注文機能である。

「画面 1」

被告サービス 1 において、顧客は、下図の「画面 1」の各欄に以下のとおり各種情報を入力する（本判決において「①」等の符号を便宜上付している。）。



【画面 1（被告サービス 1 を選択したところ）】

① 「通貨ペア」欄

FX 取引の対象とする通貨を選択する欄である。「USD / JPY」であれば、日本円 (JPY) でアメリカドル (USD) を売買することを意味する。

② 「注文種類」欄

「サイクル注文」（被告サービス 1）や「i サイクル注文」（被告サービス 2）等の FX 取引の注文方法を選択する欄である。

③ 「参考期間」欄

次の④「想定変動幅」を算出するための基礎となる過去の為替レートの変動期間を選択する欄である。④の「想定変動幅」は、この③「参考期間」のみに基づいて自動算出される。

④ 「想定変動幅」欄

「通貨ペア」の為替レートの変動幅の予測値を入力する欄である。この④「想定変動幅」は、前項の③「参考期間」のみに基づいて自動算出されるが、顧客が変更を行うことは可能である。

⑤ 「ポジション方向」欄

FX 取引の開始に当たり、買いから入るのか、それ

とも売りから入るのかを選択する欄である。

⑥ 「対象資産（円）」欄

取引に使用する資産（日本円）を入力する欄である。

「画面2」

上記の「画面1」において、上記①ないし⑥の各種情報を入力し、「計算」のアイコンをクリック（タップ）すると、下図の「画面2」が表示され、顧客は各欄に以下のとおり各種情報を入力する。

【画面2（被告サービス1のもの）】

⑦ 「数量」欄

一注文あたりの数量を入力する欄である。

⑧ 「注文情報群」欄

生成された複数個の「注文情報群」（「新規指定レート」及び「利食いレート」の組合せ。上記の画面2の例では5個の「注文情報群」が表示されている。）を示す欄である。この「注文情報群」欄には、被告サービス1のシステムによって自動算出された「注文情報群」が初めから入力されているが、顧客は、「注文情報群」の「新規指定レート」及び「利食いレート」の数値を適宜変更することが可能である。

このような被告サービスの構成によれば、本件特許権1の要旨であるトラップリポートイフダンの要旨は共通していることは間違いない。しかしながら、上記の通り被告サービスにおいては画面1において設定される「参考期間」や「想定変動幅」の情報に基づいて画面2に表示されるトラップリポートイフダン注文の情報を自動生成している。

5. 裁判所の判断

(1) 地裁の判断

地裁においては、本件特許権1の意義を以下のように認定した。

「・・・本件発明1は、金融商品の売買注文を行うための売買注文申込情報に基づいて金融商品の注文情報を生成する注文情報生成手順を有し、注文情報生成手順においては、一の売買注文申込情報に基づいて、同一種類の金融商品を複数の価格について指値注文する注文情報からなる注文情報群を生成するという構成を採用することにより、金融商品を売買する際、一の注文手続を行うことで、同一種類の金融商品を複数の価格にわたって一度に注文できるものとし、もって、金融商品の指値注文における金融商品の取扱業者及び顧客の不利益を回避するなどの作用効果を奏するものである・・・」

このような認定の上で、以下のように判断している。

(i) 構成要件1B「値幅を示す情報」の充足性

上記各証拠によれば、被告サービス1では、「注文情報群」を算出するに当たり、対象の通貨を所定の価格で買（売）った後、相場が予想に反して変動した場合に、追加で対象の通貨を買う（売る）場合の値幅情報を売買注文申込情報として入力する欄はないと認められるのであって、それゆえ、値幅情報を売買注文申込情報として受信して受け付けてはいないというべきである。

・・・原告は、本件発明1で金融商品取引管理システムが受信して受け付けるのは「値幅を示す情報」であるから、その内容は値幅の数値そのものに限られず、値幅を「示す」情報であれば足りるとした上、被告サービス1においては、顧客の入力情報のうち④「想定変動幅」及び⑥「対象資産（円）」の値により「値幅」（ポジション間隔）が示されているから、④「想定変動幅」及び⑥「対象資産（円）」の数値が構成要件1Bにいう「値幅を示す情報」に当たると主張する。

・・・④「想定変動幅」とは「通貨ペア」の為替レートの変動幅の予測値を表示・入力する欄にすぎず、⑥「対象資産（円）」とは取引に使用する資産（日本円）を入力する欄にすぎないのであって、いずれもこれらの数値から直ちに値幅そのものを理解することはできず、これらの数値が値幅を表示ないし意味していると

いうこともできない。原告は、被告サーバにおいて④「想定変動幅」及び⑥「対象資産（円）」の数値から値幅を決定していることを指摘するが、仮にそうであるとしても、④「想定変動幅」及び⑥「対象資産（円）」の数値を見ただけで直ちに値幅が分かるということにはならないのであって、この点をもって④「想定変動幅」及び⑥「対象資産（円）」の数値自体が「値幅を示す情報」に該当するというのは困難である。

(ii) 構成要件1B「利幅を示す情報」の充足性

被告サービス1では、「注文情報群」を算出するにあたり、対象の通貨を所定の価格で買（売）った後に他の価格で売る（買う）場合の「利幅」情報を売買注文申込情報として入力する欄がなく、それゆえ、「利幅」を売買注文申込情報として受信して受け付けていない。したがって、被告サービス1では、構成要件1Bの「利幅を示す情報」を「売買注文申込情報として受信して受け付け」ていないものというべきである。

・・・原告は、争点(1)アと同様、本件発明1で金融商品取引管理システムが受信して受け付けるのは「利幅を示す情報」であるから、その内容は利幅の数値そのものに限られず、利幅を「示す」情報であれば足りるとした上、被告サービス1においては、顧客の入力情報のうち、④「想定変動幅」及び⑥「対象資産（円）」の値により「利幅」が示されているから、④「想定変動幅」及び⑥「対象資産（円）」の数値が構成要件1Bにいう「利幅を示す情報」に当たると主張する。

・・・④「想定変動幅」とは「通貨ペア」の為替レートの変動幅の予測値を表示・入力する欄にすぎず、⑥「対象資産（円）」とは取引に使用する資産（日本円）を入力する欄にすぎないのであって、いずれもこれらの数値から直ちに利幅を理解したり、これらの数値が利幅を表示ないし意味したりすることはできない。原告は、被告サーバにおいて④「想定変動幅」及び⑥「対象資産（円）」の数値から利幅を決定していることを指摘するが、前記2(2)のとおり、原告の主張は採用することができない。

※1E, 1F, 1Hについては1Bを充足しない事から判断

(iii) 構成要件1Bの「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」についての均等侵害の成否

【非本質的部分】 被告サービス1では「利幅」（構成要件1B-4）及び「値幅」（構成要件1B-5）を示す情報が

入力されないのであるから、本件発明1と被告サービス1の相違点が特許発明の本質的部分ではないということとはできない。したがって、被告サービス1については、均等の要件のうち第1要件を満たさない。

【置換可能性】 ④「想定変動幅」を提案し、専門的な知識が必要である利幅（構成要件1B-4）及び値幅（構成要件1B-5）を顧客に入力させることなく、複数の注文のペアからなる注文を行うことで、上記課題を解決している。すなわち、被告サービス1では、顧客に全ての注文を直接的かつ一義的に決定させるのではなく、顧客には専門的な知識が必要とされる情報を入力させないまま、注文を行わせるものである。このように、本件発明1と被告サービス1は、金融商品の相場変動を正確に予測することができなくてもFX取引による所望の利益を得るという課題を、顧客に利幅（構成要件1B-4）及び値幅（構成要件1B-5）という専門的な知識が必要である情報を入力させることで解決するか（本件発明1）、それともこれらの情報を入力させないまま解決するか（被告サービス1）という課題解決原理の違いがあり、そのため作用効果も異なってくるものといわざるを得ない。したがって、均等の第2要件に関する原告の主張は理由がない。

【容易想到性】 被告サービス1においては、そもそも注文情報群の数（原告の主張する「トラップの本数」）を顧客が入力する構成とはなっていない。すなわち、原告の主張によっても、被告サービス1では、顧客は⑥「対象資産（円）」欄に金額を入力するのみであり、被告サーバにおいてその額の証拠金で生成可能な数の注文情報群を生成するというのである。

加えて、前述のとおり、本件発明1（構成要件1B）と被告サービス1の相違点は、本件発明1では構成要件1B-4（利幅を示す情報）及び構成要件1B-5（値幅を示す情報）を入力するのに対し、被告サービス1では②「注文種類」ないし⑥「対象資産（円）」の五つの情報を入力する点にあるところ、甲15公報及び甲17公報にはこれらの五つの情報の入力については何ら開示されていない。

さらに、他の証券会社の提供した「クイック仕掛け（買いゲリラ100pips）」という機能についてみても、原告によれば、同機能では利幅及び値幅はあらかじめ設定されていて、顧客が入力するものではないという

のである。そうすると、利幅（構成要件 1B - 4）及び値幅（構成要件 1B - 5）が顧客の入力に係る本件発明 1 に対し、利幅（構成要件 1B - 4）及び値幅（構成要件 1B - 5）があらかじめ設定されている「クイック仕掛け（買いゲリラ 100pips）」の技術を適用する基礎がそもそも存在しないものといわざるを得ない。

（2） 控訴審の判断

高裁においては、被告サービス 1 の意義を以下のよ
うに認定した。

「・・・被告サービス 1 は、あらかじめ指定した変動幅の中で、複数のイフダン注文を一度に同時発注し、決済成立後、あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文をシステムが自動的に繰り返し発注する連続注文機能を有するものである。・・・」

このような認定の上で、各構成要件について以下のように判断している。

（i） 1B の充足性についての判断

顧客は、画面 2 において、複数の注文同士の「値幅」を認識し、新規指定レートと利食いレートとの差から「利幅」を認識し、必要に応じて変更を加えた上で、「戻る」ボタンや「キャンセル」ボタンをクリックして注文しないことを選択できるにもかかわらず、「注文」ボタンをクリックして画面 2 において示された値幅及び利幅による注文情報群の注文をすることができるのであるから、顧客が「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」を売買注文申込情報として入力し、被告サービス 1 はこれを受信して受け付けているものと認めるのが相当である。

「通貨ペア」、[数量]、及び「新規指定レートのうち一番先頭の価格」が、それぞれ、構成要件 1B における、「売買を希望する前記金融商品の種類を選択するための情報」、[前記金融商品の売買注文における、注文価格ごとの注文金額を示す情報]、及び「前記金融商品の販売注文価格又は購入注文価格としての一の注文価格を示す情報」に相当するといえ、これらの情報はいずれも売買注文に用いられるから、「金融商品の売買注文を行うための売買注文申込情報」であるといえる。

以上より、被告サービス 1 は、本件発明 1 の構成要件 1B を充足することになる

（ii） 1B の充足性についての被控訴人の主張に対して

構成要件 1B は、顧客が各情報を、プルダウンメニューから選択したり、キーボードで数字を打ち込んだりすることを要件としていないから、これらの操作と、画面上に示された情報を確認して実行することとを区別する理由はない。

顧客は、被告サービス 1 の画面 2 において、画面 2 に表示された値幅及び利幅における注文をすることを決定して、「注文」ボタンをクリックするものであるから、被告サービス 1 において、顧客は、自ら望み具体的に認識した値幅及び利幅が、「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」として「金融商品取引管理システム」に受け付けられることを認識しているといえる。

被告サービス 1 においては、値幅と利幅が、「金融商品取引管理システム」の内部で何らかの算定式等に基づいて生成された情報であっても、情報が生成されれば直ちに売買注文申込情報となるのではなく、顧客が「注文」ボタンをクリックして初めて、売買注文申込情報として受け付けられるものである。このような値幅及び利幅について、「金融商品取引管理システム」の内部で生成された情報であることを理由に、「値幅を示す情報」「利幅を示す情報」に該当しないということはいえない。

被告サービス 1 において、実際に注文される場合の売買注文申込情報は、画面 2 で顧客が「注文」ボタンをクリックしたときに入力され、受信して受け付けられ、後記(2)のとおり、その後、注文情報が生成される。顧客が①～⑥の情報を入力して画面 1 で「計算」ボタンをクリックしてから生成される情報は、あくまでも売買注文申込情報を生成するに当たってのいわば参考情報にすぎないものと解される。

（iii） 1E の充足性についての判断

被告サービス 1 においては、取引は、「画面 2」に表示された、新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群を、顧客が確認した上で、「注文」ボタンをクリックすることで開始される。この場合の「利食いレート」のうち一番先頭の価格と、「新規指定レート」のうち一番先頭の価格とは、それらによる売買注文を行うことでその差に相当する利益が得られる関係にあって、そのような差が利幅に相当するといえるから、当該「利食いレート」のうち一番先頭の価格が構

成要件 1E の「注文価格と利幅とに基づいて算出される第二注文価格」に相当する。したがって、被告サービス 1 は上記「第二注文価格」に相当する価格を算出する手順を有するといえる。

(iv) 1F の充足性についての判断

被告サービス 1 においては、取引は、「画面 2」に表示された、新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群を、顧客が確認した上で、「注文」ボタンをクリックすることで開始される。この「新規指定レート及び利食いレートを持つ複数の注文情報群」は、前記「新規指定レートのうち一番先頭の価格」を最高価格としてより安値側に、それぞれの値幅が売買注文申込情報に含まれる値幅となるようにした複数の「新規指定レート」と、当該複数の各「新規指定レート」に対し、利幅が売買注文申込情報における利幅となるようにした複数の「利食いレート」であって、これら、複数の「新規指定レート」と複数の「利食いレート」とは互いに売りと買いの関係にあり、かつ上記複数の「利食いレート」は前記「利食いレート」のうち一番先頭の価格より安値側になるから、上記 1F の「第一注文情報」及び「第二注文情報」に相当する。したがって、被告サービス 1 は、上記「第一注文情報」及び「第二注文情報」からなる注文情報群を複数生成する手順を有するといえる。

・・・なお、被告サービス 1 においては、上記の複数の注文情報群及び上記イの第二注文価格は、売買注文申込情報を受信して受け付ける（構成 1B）際には売買注文申込情報に含まれているのであり、それが直ちに注文情報となる（構成 1C）のであるが、構成 1E 及び 1F がこのような場合を除外する趣旨であるとは解されない。

(v) 1H の充足性についての判断

被告サービス 1 は、あらかじめ指定した変動幅の中で、複数のイフダン注文を一度に同時発注し、決済成立後、あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文をシステムが自動的に繰り返し発注する連続注文機能である。上記「あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文」とは、「約定した前記第一注文と同じ前記第一注文価格における前記第一注文」と、「約定した前記第二注文と同じ前記第二注文価格

における前記第二注文」からなるイフダン新規注文に相当するといえるから、当該「あらかじめ指定した変動幅の範囲で成立した決済注文と同条件のイフダン新規注文」を自動的に繰り返し発注する被告サービス 1 のサイクル注文の機能は、構成 1H の構成に相当するといえる。

(vi) 結論

被告サービス 1 は、本件発明 1 の技術的範囲に属し、・・・控訴人の被控訴人に対する、特許法 100 条 1 項に基づく被告サービス 1 の差止請求は認められる。

6. 考察

本件における大きな争点の 1 つは構成要件 1B の充足性、即ち、特許請求の範囲の記載上では、構成要件 1B に列挙されているそれぞれの情報を「受け付ける」と規定されている「注文入力受付手段」が、被告サービスにおいて実装されているか否かである。

本件特許の明細書においては、図 2 において示す通り、ユーザがそれぞれの情報を入力するための入力欄が GUI 上に設けられており、文字通りそれぞれの情報を「受け付ける」ことのみが実施例として記載されている。

他方、被告サービスにおいては、構成要件 1B に列挙されているそれぞれの情報、特に「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」をユーザが直接入力する構成とはなっておらず、画面 2 に示す通り「参考期間」及び「想定変動幅」が主な入力情報となっている。そして、被告サービスにおいて「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」に相当し得るものは、画面 3 に示される「注文情報群」に含まれる各数値の差額のみである。従って、構成要件の充足性を厳密に解釈すれば、被告サービスが構成要件 1B を充足しているとは言い難い。

これに対し裁判所では、「・・・画面 2 において、複数の注文同士の「値幅」を認識し、新規指定レートと利食いレートとの差から「利幅」を認識・・・」できること、「・・・「注文」ボタンをクリックして画面 2 において示された値幅及び利幅による注文情報群の注文をすることができる・・・」ことから、構成要件 1B を充足するとしている。

この判断についてもやや疑問はあるが、情報には様々な形式が存在することを考慮すればこの判断単体

については妥当なものとして受け入れることはできない。しかしながら、構成要件 1E, 1F の充足性との関連を考慮すると、被告サービスが本件特許の構成要件をすべて充足するとの結論にはやはり大きな疑問がある。

構成要件 1E においては「前記売買注文申込情報における前記注文価格と前記利幅とに基づいて」と記述され、構成要件 1F においては「前記売買注文申込情報に基づいて」と記述されている。即ち、構成要件 1E, 1F においては、構成要件 1B によって受け付けられた「売買注文申込情報」が用いられることが特許請求の範囲の記載として明示されている。

これに対して、上述した通り、構成要件 1B を充足するとの判断では、被告サービスにおいて画面 2 の「注文」ボタンをユーザがクリックすることにより、「値幅を示す情報」及び「利幅を示す情報」がシステムによって受け付けられるとしている。つまり、画面 2 の「注文」ボタンがクリックされることが、被告サービスが構成要件 1B を充足するための要件となっている。

他方、構成要件 1E, 1F の充足性については、画面 2 に表示された各項目に基づいて判断されている。被告サービスにおける画面の遷移を考慮すれば、画面 2 において構成要件 1B 充足の根拠とされた情報が、同じく画面 2 において構成要件 1E, 1F 充足の根拠とされた情報の生成に用いられていないことは明白である。

従って、画面 2 の「注文」ボタンがクリックされることによって構成要件 1B が充足されるとしたにも関わらず、画面 2 に表示された各項目に基づいて構成要件 1E, 1F が充足されるとした裁判所の判断には大きな疑問がある。

この点について判決文では「・・・なお、被告サービス 1 においては、上記の複数の注文情報群及び上記の第二注文価格は、売買注文申込情報を受信して受け付ける（構成 1B）際には売買注文申込情報に含まれているのであり、それが直ちに注文情報となる（構成 1C）のであるが、構成 1E 及び 1F がこのような場合を除外する趣旨であるとは解されない・・・」と説示しているが、この説明は具体的・論理的であるとは言えない。

本件特許の趣旨である「トラップリピートイフダン注文」が被告サービスにおいても同様に実現されていることは間違いないが、その実現のための具体的な手

段として本件特許においてはそれぞれの構成要件が特定されているのであり、本判決は、請求項において特定した具体的な手段の範囲を超越して文言侵害を認定してしまっているように見える。

ソフトウェア関連特許についての大きなトピックスであるアリス判決以降の米国特許法 101 条の対応においては、特許によって保護されるべきなのは「結果」ではなくその結果を生み出すための「技術」であるとの議論がなされることがあるが、本判決はまさに「技術」ではなく「結果」を保護していると言えないのではないだろうか。

他方、本件特許の趣旨である「トラップリピートイフダン注文」において重要な要素は構成要件 1H であり、構成要件 1H が被告サービスにおいて実現されていることについては、構成要件 1B, 1E, 1F の充足性に比べて疑問が少ない。従って、被告サービスが本件特許を侵害しているとの判断が肯定される要素として、構成要件 1H が充足されている点が挙げられる。たとえ構成要件 1H の充足性が認められるとしても、構成要件 1H を重視しすぎると、「トラップリピートイフダン注文」のような人為的な取り決めである金融取引の手順そのものを保護していることになる。そうすると、発明該当性（29 条 1 項柱書）の点で疑問がある。

そのような特許性に関する疑義はあるものの、本件特許は構成要件 1B, 1E, 1F をはじめとした他の構成要件、特にどのように情報を受け付け、処理し、出力するのを含む具体的な構成に対して特許性が認められたものであると理解される。従って、「トラップリピートイフダン注文」についての重要な要素である構成要件 1H の充足性は、被告サービスによる本件特許の侵害における大きな根拠とはなり得ない。

仮に構成要件 1H を主な構成要件として権利侵害を肯定するのであれば、本判決のように構成要件 1B, 1E, 1F の充足性を認めるのではなく、均等論による認定とするべきであろう。しかしながら、上述した通り、本件特許の要点は金融取引の人為的な取り決めが記述された構成要件 1H ではなく、それを技術的に実現するための情報の入力、処理、出力が記述された構成要件 1B, 1E, 1F といった部分と認められることから、均等論をもってしても本件被告サービスが侵害との判断にはならないものと言わざるを得ない。

以上述べた通り、本判決は結論に対して大きな疑問

の残るものである。特許査定に際しては、第三者に不測の不利益を与える事を避けるため発明該当性、新規性、進歩性といった諸々の要件が満たされることが求められる。また、権利侵害の認定に際しては、その趣旨が没却される事のないように構成要件の充足性を明確に判断することが必要であり、技術保護の趣旨を踏まえ、例外として適用される均等論等についても厳密な要件が求められる。

それにも関わらず、本判決は構成要件の充足性に関する認定基準が不明確なまま判断されており、「トランプリピートイフダン注文」という金融取引における「人為的な取り決め」を保護するに等しい結果となっているのではないだろうか。

特許侵害訴訟において明細書の内容を詳細に参酌

し、そこから読み取られる技術の意義、趣旨を汲み取ることによって特許発明を適切に保護することは重要であり、均等論をはじめとして「技術の保護」という観点においてある程度は必要である。しかしながら、過度に権利範囲を広く解釈することがあれば、特許全体の内容を吟味した上で非侵害を確信して実施をしている第三者に不測の不利益を与え、法的安定性を損なう恐れがある。

本判決が上告により最高裁で審議されるかについては現時点で不明であるが、可能であれば、上で述べたような懸念に対する判断が示されることが期待される。

（原稿受領 2018. 4. 5）

■政府からのお知らせ

事業者の皆さん


政府広報 | 内閣官房・財務省・国税庁・中小企業庁

来年10月1日から始まる消費税の**軽減税率**


準備していただきたいことがあります。

標準税率 **10%** と、飲食料品等に係る **軽減税率 8%** について
(酒類・外食を除く)

- ▶ 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- ▶ レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。



消費税軽減税率制度説明会 を全国で開催しています。ぜひご参加下さい。

■開催日時、場所については **軽減税率説明会** 

■レジの導入等を支援する補助金について知りたい方は **軽減税率対策補助金** ■軽減税率制度について知りたい方は **軽減税率 国税庁**